

## 品川区ものづくり企業立地継続支援事業助成金交付要綱

制定 平成27年 3月30日 区長決定 要綱第176号

改正 平成29年 3月30日 区長決定 要綱第44号

### (目的)

第1条 品川区ものづくり企業立地継続支援事業助成金（以下「助成金」という。）は、品川区（以下「区」という。）内での操業の継続または開始を希望する都内中小企業者等が行う操業環境の改善を図る取組（以下「操業環境改善事業」という。）に対し、必要な助成金を交付することにより、都内ものづくり企業等の品川区内における立地継続を支援するとともに、区内ものづくり産業の維持・発展を図ることを目的とする。なお、この助成金は、東京都（以下「都」という。）の都内ものづくり企業立地継続支援事業費補助金を財源の一部とするものである。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「ものづくり企業等」とは、製造業または機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造もしくは修理と密接に関連する事業を営む者とする。
- (2) 「都内中小企業者等」とは、次に掲げるいずれかの要件を満たすもので、都内に登記された事業所又は工場を有し、引き続き1年以上操業している者であって、前号に規定するものづくり企業等とする。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者であり、大企業が実質的に経営に参画していないこと。ただし、ゴム製品製造業（一部を除く。）は資本規模3億円以下または従業員900人以下の者、ソフトウェア業及び情報サービス業については、資本規模3億円以下又は従業員300人以下の者であること、なお、「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合をいう。

- (ア) 大企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が単独で発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資していること。
- (イ) 大企業が複数で発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資していること。
- (ウ) 役員総数の2分の1以上を大企業の役員または職員が兼務していること。
- (エ) その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられること。

イ 中小企業等協同組合法に基づく組合（事業協同組合等）または中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体（協同組合等）であつ

て、その構成員半分以上が、都内に主たる事業所を有する中小企業であるもの。

ウ 一般財団法人、一般社団法人及び特定非営利活動法人

(3) 「操業環境改善事業」とは、別表1に掲げる、工場の操業により生じる騒音、悪臭及び振動等に関して近隣住民等へ配慮することを目的とした工場の改修、工場の移転及び設備更新・導入事業をいう。ただし、他の助成金等を一部財源とする事業を除く。

(4) 「工場」とは、生産設備等を備え経常的に主たる生産業務を行う事業所、または簡易な加工等を行う作業場をいう。

(助成対象事業者)

第3条 この助成金の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は次に掲げるすべてを満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する都内中小企業者等であること。

ア 区内に工場を有し、区内において1年以上操業する製造業者

イ 過去に区内で1年以上操業しており、現在も都内で操業し、次条第3号に規定する期間内に品川区に工場移転を完了する製造業者

(2) 法人住民税および事業税を滞納していないこと。

(助成金の交付対象)

第4条 助成金は、対象事業者が行う操業環境改善事業に必要な別表2に掲げる経費（以下「助成対象経費」という。）のうち、品川区長（以下「区長」という。）が特に必要かつ相当と認めるものについて、予算の範囲内において、対象事業者に交付するものとする。

2 前項の助成金は、対象事業者が行う操業環境改善事業の助成対象経費の総額が100万円以上のものを対象とする。

3 前項に規定する対象事業者が行う操業環境改善事業は、区長が交付決定をした日以降に実施された事業で、交付決定の日から別に定める期日までの期間に実施完了した事業とする。

(助成金の額)

第5条 区が対象事業者に交付する助成金の額は、以下の方法により算出される額とする。

(1) 対象事業者が行う操業環境改善事業の助成対象経費の4分の3以内の額（負担割合：都4分の2、区4分の1）、または助成限度額375万円（負担額：都250万円、区125万円）のいずれか低い額とする。ただし予算額及び申請件数に応じて区長が助成金の額を調整する場合がある。

(2) 別表1に掲げる操業環境改善事業を複数実施する場合の補助限度額も前号に定める額とする。

(3) 別表1に掲げる移転事業のうち、一時移転を行う場合において、一時

移転と現工場への移転がそれぞれ異なる年度に実施される場合については、それぞれの補助額の合計額が第1号に定める額の範囲内とし、他の操業環境改善事業の経費を補助対象経費に含める場合は、第1号及び第2号に定める補助限度額の規定の両方を適用するものとする。

(4) 別表1に掲げる設備更新・導入事業において、設備の更新を行う際に現に使用する生産に要する設備等を処分することにより収入があった場合は、その収入額のうち消費税及び地方消費税に係る額を除いた額を補助対象経費から除くものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 対象事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、区長が定める期日までに、助成金交付申請書(第1号様式)を、必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(審査会の設置)

第7条 区長は、前条で定める助成金交付申請等の審査のため、品川区ものづくり企業立地継続支援事業助成金交付審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 前項に規定する審査会の組織および運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(助成金の交付決定)

第8条 区長は、第6条の助成金交付申請書の提出を受けたときは、前条で定める審査会を開催してその内容等を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、助成金交付の可否の決定を行うものとする。

2 区長は、前項に規定する助成金交付の可否について、助成金交付可否決定通知書(第2号様式)により、申請を行った事業者に通知するものとする。

3 区長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

4 助成金の交付決定の額は、第5条の規定により算出する額(1千円未満の端数は切り捨て)とする。

5 第2項の通知を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、第4条第3項に定める期間内に、当該事業計画に基づき、交付決定を受けた操業環境改善事業(以下「助成事業」という。)を実施し、完了させるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 助成事業者は、前条の交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、

遅滞なくその旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

(助成事業の変更等)

第10条 助成事業者は、助成事業の内容を変更しようとする場合または中止しようとする場合は、必要な書類を添えて変更等承認申請書（第3号様式）を、あらかじめ区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認に際して、必要な条件を付することができる。

3 区長は、第1項の申請について審査し、その承認（これに付する、前項に規定する条件を含む。）または不承認を、変更等承認（不承認）通知書（第3号様式の2）により助成事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 助成事業者は、区長が定める期限までに、必要な書類等を添えて実績報告書（第4号様式）を区長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第12条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が、助成金の交付決定の内容およびそれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書（第5号様式）により助成事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき助成金の額は、第5条の規定により算出する額（1千円未満の端数は切り捨て）とする。

3 区長は、助成事業者に対し、第1項の審査に必要な報告、書類の提出を求めることができる。

(是正のための措置)

第13条 区長は、前条第1項の審査の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成事業者に対し、当該助成事業につき、これらに適合させるための措置を命じることができる。

2 前項に規定する命令に対して助成事業者が必要な措置をした場合には、前条の規定により処理する。

(助成金の支払等)

第14条 区長は、第12条第1項の規定により交付すべき助成金の額を確定した後、助成事業者からの請求に基づき、助成金を支払うものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときには、助成金交付請求書（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 区長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令または助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (5) 区長が事業の実施を不相当と認めるとき。

(助成金の返還)

第16条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成事業に助成金が支払われているときには、期限を定めて助成事業者はその返還を命じるものとする。

(報告の義務)

第17条 第14条の助成金の交付を受けた助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、助成事業の対象となった工場の操業状況について、操業状況報告書(第7号様式)およびその他区長が必要と認める書類を指定する期日までに区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項に定めるもののほか必要と認める場合は、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間報告を求めることができるほか、実地検査を行うことができる。

(助成金の経理等)

第18条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業者が行う助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(操業の継続)

第19条 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、区内にて継続して操業するよう努めなければならない。

(取得財産等の管理および処分)

第20条 助成事業者は、助成事業により取得し、または効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

- 2 助成事業者は、取得財産等については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。
- 3 助成事業者は、助成事業者が、取得財産等のうち、取得価格または効用

の増加した価格が50万円以上のものについて、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、または担保にしようとするときは、取得財産等処分承認申請書（第8号様式）をあらかじめ区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日付号外大蔵省令第15号）に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。

- 4 区長は、前項の規定により承認を受けた助成事業者が当該取得財産等を処分することにより収入があり、またはあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部または一部に相当する金額を納付させるものとする。

#### （検査）

第21条 助成事業者は、区長が助成事業者の行う助成事業の運営および経理等の状況その他の必要な事項について報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

- 2 都知事はこの要綱で活用する都内ものづくり企業立地継続支援事業費補助金交付要綱における権限の範囲内において、助成事業者に対し、助成事業の状況および経理の収支等について、調査することができる。

#### （違約金および延滞金の納付）

第22条 第15条の規定により助成金の交付決定の全部または一部の取消しを行い、第16条の規定により助成金の返還を命じたときには、区長は、助成事業者が助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間において既返還額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を助成事業者に納付させなければならない。

- 2 助成金の返還を命じた場合において、助成事業者が定められた納期日までに助成金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

#### （違約加算金の基礎となる額の計算）

第23条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

#### （延滞金の基礎となる額の計算）

第24条 第22条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日

以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額による。

(その他)

第25条 助成金の交付に関し、この要綱に定めのない事項は、区長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

別表1（第2条第3号関係） 都内中小企業者等が行う操業環境改善事業

1 工場の改修事業

操業環境の改善を目的（防音・防臭・防塵・防振等）として行われる次の改修事業

- ① 区内の現工場の改修ただし、新增築を含まない。
- ② 区内移転先工場の改修。ただし、新增築を含まない。

2 工場の移転事業（一部移転を含む。）

操業環境の改善を目的として行われる次の移転事業

- ①区内への工場移転。なお、工場移転には工場の新增築を伴うものを含む。
- ②区内の現工場の改修、増築、又は建替（現工場を取り壊した後、同土地で行う工場の新築）に伴う一時移転。ただし、一時移転と現工場への移転がそれぞれ異なる年度に実施される場合については、年度毎に交付決定を必要とする。

3 設備更新・導入事業

- ① 区内の現工場にある生産に要する設備等の更新。ただし、操業環境改善に著しい効果が見込まれるものに限る。
- ② 区内の現工場にある生産に要する設備に取り付ける装置又は工場の敷地内に新たに設置する設備の導入。ただし、操業環境改善に著しい効果が見込まれるものに限る。

別表2（第4条第1項関係） 助成対象経費

1 工場の改修事業

- ① 区内の現工場を改修するために必要な以下の経費

- ア 現工場の改修に係る費用（施工費等）
- イ 建物付帯設備の整備費用（購入費・施工費等）

ただし、新築工場および既存工場の増築部分に係るものを含まない。

- ②区内の移転先工場の改修を行うために必要な以下の経費

- ア 移転先工場の改修に係る費用（施工費等）
- イ 移転先工場に係る建物付帯設備の整備費用（購入費・施工費等）

ただし、新築工場及び移転先工場の増築部分に係るものを含まない。

\*「建物付帯設備」は、操業時の騒音・振動対策に必要な設備、防脱臭設備、工場排煙の浄化、軽減設備等操業環境の改善に必要な設備のうち建物から容易に移動又は取外しができないものをいう。

2 工場の移転事業（一部移転を含む。）

① 区内への工場移転に必要な以下の経費

ア 機械等設備の輸送に係る費用（運搬費・保険費等）

イ 機械等設備の設置に係る費用（分解・組立・校正費等）

② 区内の現工場の改修、増築、又は建替（現工場を取り壊した後、同土地で行う工場の新築）に伴う一時移転に必要な以下の経費

ア 改修等施工期間中の一時移転に係る都内貸工場の賃借費

イ 一時移転に伴う機械等設備の輸送に係る費用（運搬費・保険費等）

ウ 一時移転に伴う機械等設備の設置に係る費用（分解・組立・校正費等）

3 設備更新・導入事業

① 区内の現工場にある生産に要する設備等の更新に必要な以下の経費

ア 機械等設備の更新に係る費用（購入費・施工費等）

イ 機械等設備の設置に係る費用（分解・撤去費等）

② 区内の現工場にある生産に要する設備に設置する機械の導入又は工場の敷地内に新たに設置する設備に必要な経費

ア 機械の導入に係る経費（購入費・施工費等）

\*別表2に掲げる補助対象経費のうち、次に掲げる経費は補助対象としない。

(1)消費税及び地方消費税

(2)飲食代と認められるもの

(3)リース等について、助成対象期間外の期間に係るもの

(4)委託契約において、委託先の資産となるもの

(5)見積書、契約書、仕様書、納品書、請求書、振込控、領収書等の帳簿類が不備なもの

(6)助成対象事業以外の事業と混同して支払が行われており、助成対象事業に係る経費が区分できないもの

(7)手形、小切手またはクレジットカードにより支払が行われている経費

(8)契約から支払までの一連の手続きが助成対象期間内に行われていないもの

(9)その他区長が助成対象外経費と認める経費

受付No.	
受付年月日	平成 年 月 日
受付担当者	

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

品川区長 殿

所在地（〒 ）

企業名  
代表者役職・氏名

印

品川区ものづくり企業立地継続助成金交付申請書（単年度用）

品川区ものづくり企業立地継続助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 助成対象事業（○で囲む） 工場の改修事業 工場の移転事業 設備の更新・導入事業
- 2 事業実施期間 平成 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 総事業費（税込） 合計 \_\_\_\_\_ 円
- 4 助成対象経費（税抜） 合計 \_\_\_\_\_ 円
- 5 助成金交付申請額 合計 \_\_\_\_\_ 円
- 6 申請状況

現在この助成金以外で申請している助成対象事業				
申請先	助成対象事業名	テーマ・内容	助成金申請額	本申請との関係
			円	同一・否
			円	同一・否

国・都・公社等から助成金の交付を受けた実績（過去5年間について直近のものから記入）				
年度	申請先	助成対象事業名	テーマ・内容	助成金額
				円
				円

【●●区市町村使用欄】

添付書類の確認

企業概要（パンフレット）	計画概要資料（工場の位置図、写真等）
（法人）法人登記事項証明書及び定款の写し （個人）商号登記に係る登記事項証明書の写し	経費積算に係る見積書
決算報告書、貸借対照表及び損益計算書（●期分）	工場設置認可書の写し
納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（●期分）	建築概要書の写し（改修事業、移転事業の場合に添付すること。）

受付No.	
受付年月日	平成 年 月 日
受付担当者	

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

品川区長 殿

所在地（〒 ）

企業名  
代表者役職・氏名

印

品川区ものづくり企業立地継続助成金交付申請書（複数年度用）

品川区区ものづくり企業立地継続助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 助成対象事業（○で囲む）	工場の改修事業	工場の移転事業	<u>設備の更新・導入事業</u>
2 事業実施期間	<u>交付申請年度</u> 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		<u>（全体計画）</u> 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
3 総事業費（税込）	合計 円		合計 円
4 助成対象経費（税抜）	合計 円		合計 円
5 助成金交付申請額	合計 円		合計 円

6 申請状況

現在この助成金以外で申請している助成対象事業				
申請先	助成対象事業名	テーマ・内容	助成金申請額	本申請との関係
			円	同一・否
			円	同一・否

国・都・公社等から助成金の交付を受けた実績（過去5年間について直近のものから記入）				
年度	申請先	助成対象事業名	テーマ・内容	助成金額
				円
				円

【●●区市町村使用欄】

添付書類の確認

企業概要（パンフレット）	計画概要資料（工場の位置図、写真等）
（法人）法人登記事項証明書及び定款の写し （個人）商号登記に係る登記事項証明書の写し	経費積算に係る見積書
決算報告書、貸借対照表及び損益計算書（●期分）	工場設置認可書の写し
納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（●期分）	建築概要書の写し（改修事業、移転事業の場合に添付すること。）

## 事業計画書

## ア 事業者の概要

ふりがな			代表者 氏名	(役職)	
企業名					
本社所在地	〒				
設立年月日	年	月	日	資本金	万円
従業員数 (申請日現在)	正社員	人		業種	(日本標準産業分類、中分類)
	パート	人			
	合計	0人			
主な生産・ 取扱製品					
株主等一覧表 ※出資比率の 高いものから 記載	株主名又は出資者名		所在地	大企業 該当は○	出資比率
	①			【 】	%
	②			【 】	%
	③			【 】	%
	④	ほか( )社・社			
事業所	名称		所在地		工場の有無
					有・無
					有・無
					有・無
事務担当者	ふりがな			役職	
	氏名				
	〒				
	部署				
	電話番号			FAX番号	
メールアドレス					

別紙2

イ 事業概要

①事業の目的(現在の操業環境を踏まえ具体的に記載)			
②事業の内容(改修の内容、移転先工場の概要、更新・導入設備の内容等を詳細に記載)			
③現工場の概要 ※工場の位置図、現況写真(外部・内部)を添付			
所在地			
所有形態	自社所有	・ 賃貸	用途地域
敷地面積		m <sup>2</sup>	建築面積
延べ床面積		m <sup>2</sup>	うち生産施設面積
建築構造	造		階建
④事業スケジュール			
契約予定日	年	月	日 【事業開始日】
工事等開始予定日	年	月	日
工事等完了予定日	年	月	日
操業再開予定日	年	月	日 (操業を全部又は一部中断する場合)
支払予定日	年	月	日 【事業終了日】
⑤工事期間中の貸工場の利用			
有・無 ※どちらかに○をつけてください。			
【有の場合】	〒		
貸工場の所在地			
賃貸借契約予定日	年	月	日
賃借予定期間	年	月	日 ~ 年 月 日
⑥効果			

別紙3

ウ 実施計画(スケジュール)

	上段:作業項目	年度						備考
		月	月	月	月	月	月	
	下段:発注先・委託先							
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								

※作業項目の欄に具体的な作業を記入し、その実施期間を横線で示してください。

※記入欄が足りない場合は、適宜行を追加して記入してください。

別紙4

エ 資金計画

【収入の部】

(単位:円)

区分	金額	資金の調達先(金融機関名等を具体的に記入してください。)
自己資金 (補助金分も含む)	円	
借入金	円	
その他	円	
合計	0 円	

【支出の部】

(単位:円)

経費名称	事業費 (税込)	助成対象経費 (税抜)	備考	
	円	円		
	円	円		
	円	円		
	円	円		
	円	円		
	円	円		
	円	円		
	円	円		
	円	円		
	円	円		
合計	総事業費額	助成対象経費額	交付申請額	上限〇〇〇万 円 (千円未満切捨て)
	0 円	0 円	0 円	

様

品川区長 印

品川区ものづくり企業立地継続助成金交付可否決定通知書

年 月 日付申請のあった品川区ものづくり企業立地継続助成金の交付について、品川区ものづくり企業立地継続助成金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定内容

(1) 助成金交付の可否 ( 可 ・ 否 )

(2) 助成事業 工場の改修事業 工場の移転事業 設備の更新・導入事業

(3) 助成金交付申請額（1千円未満切捨て） \_\_\_\_\_ 円

(4) 交付決定額（1千円未満切捨て） \_\_\_\_\_ 円

2 交付条件（交付しない理由）

品川区長 殿

所在地（〒                      ）

企業名

代表者役職・氏名

印

品川区ものづくり企業立地継続助成金 助成事業変更等承認申請書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた品川区ものづくり企業立地継続助成金について、下記の理由により助成事業を変更（\*中止）したいので、品川区ものづくり企業立地継続助成金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更（\*中止）する事業    工場の改修事業    工場の移転事業    設備の更新・導入事業
  
- 2 変更（\*中止）する内容
  
- 3 変更（\*中止）する理由
  
- 4 変更（\*中止）予定年月日
  
- 5 添付書類

※ 上記下線部は、「変更」・「中止」のうち該当しないものを削除すること。

第 号  
平成 年 月 日

様

品川区長 印

品川区ものづくり企業立地継続助成金 助成事業変更等承認（\*不承認）通知書

年 月 日付第 号により交付決定した品川区ものづくり企業立地継続助成金に係る助成事業について、品川区ものづくり企業立地継続助成金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、審査した結果、下記のとおり承認（\*不承認）したので通知します。

記

- 1 助成対象事業      工場の改修事業      工場の移転事業      設備の更新・導入事業
  
- 2 承認（\*不承認）の内容
  
- 3 承認（\*不承認）の理由

品川区長 殿

所在地（〒 ）

企業名

代表者役職・氏名

印

### 品川区ものづくり企業立地継続助成金 助成事業実績報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた品川区ものづくり企業立地継続助成金の助成事業について、年 月 日に完了しましたので、要綱第11条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて報告します。

#### 記

- 1 助成対象事業      工場の改修事業      工場の移転事業      設備の更新・導入事業
  
- 2 実施期間                      年 月 日（契約日） ～      年 月 日（支払日）
  
- 3 実施報告書（別紙1）
  
- 4 収支決算書（別紙2）
  
- 5 提出書類
  - ①助成対象事業の実施に係る見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等
  - ②事業完了を明らかにするもの（図面、写真等）
  - ③工場（変更）認可書の写し、登記簿謄本（法人・個人ともに、履歴事項全部証明書）、定款の写し（法人のみ）  
※新規立地の場合のみ



## 収 支 決 算 書

【収入の部】

(単位:円)

区分	金額	資金の調達先(金融機関名等を具体的に記入してください。)
自己資金 (補助金分も含む)	円	
借入金	円	
その他	円	
合計	0 円	

【支出の部】

(単位:円)

経費名称	事業費 (税込)	助成対象経費 (税抜)	備考
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
合計	総事業費額	助成対象経費額	交付申請額
	0 円	0 円	0 円

上限〇〇〇万  
円  
(千円未満切捨  
て)

第 号  
平成 年 月 日

様

品川区長 印

品川区ものづくり企業立地継続助成金交付額確定通知書

年 月 日付第 号により交付決定した品川区ものづくり企業立地継続助成金については、実績報告書を審査した結果、下記のとおり助成金額を確定したので、品川区ものづくり企業立地継続助成金交付要綱第12条第1項の規定に基づき通知します。

記

1 確定額について

交付決定額（1千円未満切捨て） \_\_\_\_\_ 円

確定額（1千円未満切捨て） \_\_\_\_\_ 円

2 その他

助成金の請求については、 年 月 日までに行ってください。

品川区長 殿

品川区ものづくり企業立地継続助成金交付請求書

金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日付第 号により交付金額の確定を受けた品川区ものづくり企業立地継続助成金について、品川区ものづくり企業立地継続助成金交付要綱第 14 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

(請求者)  
所在地 (〒 )

企業名  
代表者役職・氏名

印

品川区長 殿

所在地（〒 ）

企業名

代表者役職・氏名

印

品川区ものづくり企業立地継続助成金 操業状況報告書

年 月 日付第 号により交付決定を受けた品川区ものづくり企業立地継続助成金について、品川区ものづくり企業立地継続助成金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

助成対象事業	工場の改修事業    工場の移転事業    設備の更新・導入事業
操業状況等	
その他 特記事項	

※添付書類

- ①納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（直近のもの）
- ②決算報告書及び貸借対照表及び損益計算書（いずれも直近のもの）
- ③その他、報告書に記載された実績や効果を裏付ける資料

※場合によっては現地確認させていただくことがあります。

品川区長 殿

所在地（〒 ）

企業名  
代表者役職・氏名

印

## 品川区ものづくり企業立地継続助成金に係る取得財産等処分承認申請書

年度品川区ものづくり企業立地継続助成金により取得した取得財産等の処分について、品川区ものづくり企業立地継続助成金交付要綱第 20 条第 3 項の規定により、下記のとおり申請する。

### 記

- 1 処分予定の取得財産等に係る補助事業の名称
- 2 処分予定の取得財産等の品目及び取得年月日
- 3 処分予定の取得財産等の取得価格（効用の増加した価格）及び時価
- 4 処分予定の取得財産等の設置場所
- 5 処分予定方法
- 6 処分予定理由